

○大隅肝属広域事務組合管理者が管理する公文書の開示等に関する規則

平成30年3月12日

大隅肝属広域事務組合規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、大隅肝属広域事務組合情報公開条例（平成28年大隅肝属広域事務組合条例第1号。）第2条において準用する鹿屋市情報公開条例（平成18年鹿屋市条例第16号。以下「準用する鹿屋市情報公開条例」という。）第26条の規定に基づき、大隅肝属広域事務組合管理者（以下「管理者」という。）が管理する公文書の開示等について必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 管理者が管理する公文書の開示等に関する規則については、鹿屋市長が管理する公文書の開示等に関する規則（平成18年鹿屋市規則第24号）第2条から第14条までの規定を準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「管理者」と、「鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会」とあるのは「大隅肝属広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会」と、「鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」とあるのは「大隅肝属広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」と、「市の広報紙」とあるのは「組合のホームページ」と、同規則別記様式中「鹿屋市長」とあるのは「大隅肝属広域事務組合管理者」と、「鹿屋市情報公開条例」とあるのは「準用する鹿屋市情報公開条例」と、「鹿屋市」とあるのは「大隅肝属広域事務組合」と、「鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会」とあるのは「大隅肝属広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会」と、「鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」とあるのは「大隅肝属広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 文 書 開 示 請 求 書

年 月 日

大隅肝属広域事務組合管理者 様

請求者

住 所

氏 名

電話番号

(法人その他の団体等にあつては、)
名称及び代表者の氏名

準用する鹿屋市情報公開条例第6条の規定により、次のとおり請求します。

なお、情報の開示を受けた場合は、同条例第4条の規定に基づき、その情報を適正に使用します。

請求する公文書の 件名又は内容（請 求する内容を具体 的に記載してくだ さい。）		
開示の実施の方法	文書・図面	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
	電磁的記録	<input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 複写したものの交付 ※ 技術的事業等により希望した方法による開示 を実施することができない場合があります。
写し等の交付の方法	<input type="checkbox"/> 窓口で交付 <input type="checkbox"/> 郵送による交付	

注 □欄に✓印をつけてください。

※ 以下の欄の記入は不要です。

公文書の件名	
所管課名	課
備考	電話番号

第2号様式

公文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

大隅肝属広域事務組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、準用する鹿屋市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

開示請求に係る公文書の件名又は内容		
公文書の開示日時及び場所	開示日時	年 月 日 午前・午後 時 分
	開示場所	

注1 指定された開示の日時に都合の悪い場合は、あらかじめその旨を所管課までご連絡ください。

- 2 公文書の開示を受ける際に、この通知書を提示してください。
- 3 公文書の写しを希望される場合は、写しの交付に係る実費が必要となります。

所 管 課 名	部 課 電話番号
備 考	

第3号様式

公文書一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

大隅肝属広域事務組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、準用する鹿屋市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり一部開示することと決定しましたので通知します。

開示請求に係る公文書の 件名又は内容		
開示の実施の方法		
公文書の開示日時及び場所	開示日時	年 月 日 午前・午後 時 分
	開示場所	
公文書の一部を開示しない部分		
開示しない理由	準用する鹿屋市情報公開条例第7条第 号に該当	
上記の理由がなくなる期日	年 月 日 ※ 上記理由がなくなる期日があらかじめ明示できるときに記入します。	

注1 指定された日時に都合の悪い場合は、あらかじめその旨を所管課までご連絡ください。

- 公文書の開示を受ける際に、この通知書を提示してください。
- 公文書の写しを希望される場合は、写しの交付に係る実費が必要となります。
- この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して、3か月以内に管理者に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に大隅肝属広域組合を被告として（訴訟において大隅肝属広域組合を代表する者は、管理者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない。

所 管 課 名	課 電話番号
---------	-----------

第4号様式

公文書不開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

大隅肝属広域事務組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、準用する鹿屋市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

開示請求に係る公文書の件名又は内容	
開示しない理由	準用する鹿屋市情報公開条例第7条第 号に該当
上記の理由がなくなる期日	年 月 日 ※ 上記理由がなくなる期日があらかじめ明示できるときに記入します。
備考	

注 この処分不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して、3か月以内に管理者に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に大隅肝属広域組合を被告として（訴訟において大隅肝属広域組合を代表する者は、管理者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない。

所管課名	課 電話番号
備考	

第5号様式

公文書開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

大隅肝属広域事務組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、準用する鹿屋市情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり決定期限を延長しましたので通知します。

開示請求に係る公文書の件名又は内容	
延長前の決定期限	年 月 日
延長後の決定期間の満了日	年 月 日
延長の理由	

所管課名	課 電話番号
備考	

第6号様式

公文書開示決定等期限特例通知書

第 号
年 月 日

様

大隅肝属広域事務組合管理者 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、準用する鹿屋市情報公開条例第13条の規定により、次のとおり決定期限の延長をしましたので通知します。

開示請求に係る公文書の件名又は内容	
相当の公文書部分を開示決定等する期限	年 月 日
期限特例の適用理由	
残りの公文書について開示決定等する期限	年 月 日

所 管 課 名	課 電話番号
備 考	

第7号様式

第 号
年 月 日

様

大隅肝属広域事務組合管理者 印

公文書開示請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、準用する鹿屋市情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

開示請求に係る公文書の 件名又は内容	
所 管 課 名	課 電話番号
移送を受けた実施機関及 び所管課	
移 送 を し た 日	年 月 日
移 送 を し た 理 由	
備 考	

注1 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うこととなります。

2 不明な点は、移送を受けた実施機関にお問い合わせください。

第8号様式

第 号
年 月 日

様

大隅肝属広域事務組合管理者 印

公文書開示決定等に関する意見照会書

準用する鹿屋市情報公開条例第5条の規定に基づき、次のとおり _____ に
関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。

本件開示請求に係る公文書の開示決定等についてご意見があれば、別紙「公文書開示
決定等に係る意見書」により、 年 月 日までに回答してください。

開示請求に係る公文書の件名又は内容	
_____に関する情報の内容	
所管課及び意見書提出先	
備 考	

別紙

年 月 日

大隅肝属広域事務組合管理者 様

住 所

氏 名

電話番号

(法人その他の団体等にあつては、)
名称及び代表者の氏名

公文書開示決定等に係る意見書

年 月 日付け 第 号で照会のあつた件について、次のとおり回答します。

開示請求に係る公文書の件名又は内容		
開示決定に対する反対意思の有無	有	無
意見（開示決定に反対する理由）		

第9号様式

第 号
年 月 日

様

大隅肝属広域事務組合管理者 印

公文書開示決定第三者通知書

年 月 日付けの に関する情報が記録された公文書の開示請求について、準用する鹿屋市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の全部（一部）を開示することを決定したので通知します。

開示決定に係る公文書の件名又は内容	
開示を決定した理由	
開示をする日	年 月 日
所 管 課 名	課 電話番号
備 考	

注 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して、3か月以内に管理者に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大隅肝属広域組合を被告として（管理者が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第 10 号様式

公文書写し交付申請書

年 月 日

大隅肝属広域事務組合管理者 様

請求者

住 所

氏 名

電話番号

(法人その他の団体等にあつては、)
名称及び代表者の氏名

年 月 日付け 第 号で（開示・一部開示）決定のあつた公文書
について、次のとおり写しの交付を申請します。

公文書の件名	写し枚数	金額
納付金額合計		円

所管課名	課 電話番号
備考	

第 11 号様式

第 号
年 月 日

大隅肝属広域事務組合
情報公開・個人情報保護審査会
会長 様

大隅肝属広域事務組合管理者 印

諮 問 書

年 月 日付けの開示決定等に対する審査請求について、準用する鹿屋
市情報公開条例第18条の規定により、次のとおり諮問します。

開示決定等に係る公文書の 件名又は内容	
審査請求に係る決定の内容	
審 査 請 求 年 月 日	年 月 日
審査請求の趣旨及び理由	
所 管 課 名	課 電話番号
添 付 書 類	
備 考	

第 12 号様式

第 号
年 月 日

様

大隅肝属広域事務組合管理者 印

大隅肝属広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

年 月 日付けの開示決定等に対する審査請求について、準用する鹿屋市情報公開条例第18条の規定により、次のとおり大隅肝属広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので通知します。

開示決定等に係る公文書の件名又は内容	
審査請求の内容	
諮問をした日	年 月 日
所管課名	課 電話番号
備考	